

### 三重県主要農作物種子条例をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

#### 三重県条例第四十三号

##### 三重県主要農作物種子条例

###### (目的)

第一条 この条例は、主要農作物の種子の生産等に関し、県等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与することを目的とする。

###### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 指定種子団体 第七条の規定により知事が指定する団体をいう。
- 三 種子生産者 主要農作物の種子を生産する者をいう。
- 四 種子生産関係団体等 主要農作物の種子の生産に関係する機関及び農業者団体をいう。

###### (県の責務)

第三条 県は、主要農作物の優良な種子の生産等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

###### (指定種子団体の責務)

第四条 指定種子団体は、主要農作物の種子の需給の把握及び優良な種子の安定的な供給に努めるものとする。

###### (種子生産者の責務)

第五条 種子生産者は、種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準を遵守するとともに、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に努めるものとする。

###### (種子生産関係団体等の責務)

第六条 種子生産関係団体等は、県が実施する主要農作物の種子の生産等に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して主要農作物の優良な種子の安定的な生産を行うよう指導に努め、並びに種子生産者の確保及び主要農作物の種子の継続的な生産を行うための体制の整備に努めるものとする。

###### (指定種子団体の指定)

第七条 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを指定種子団体として指定することができる。

- 一 主要農作物の種子の需給の見通しを把握する業務
- 二 主要農作物の種子の生産、供給及び備蓄に関する業務
- 三 主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定種子団体に対する指導等)

第八条 知事は、前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 知事は、指定種子団体が前条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 3 知事は、指定種子団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(奨励品種の決定)

第九条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（次項において「奨励品種」という。）を決定するものとする。

- 2 知事は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験又は調査を行うものとする。（採種計画の策定）

第十条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「県採種計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、県採種計画の策定に当たっては、指定種子団体に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

(原種及び原原種の生産)

第十一条 県は、主要農作物の原種及び原原種ほの設置等により、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保を図るため、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

- 2 知事は、県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

- 3 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(種子生産ほ場の指定)

第十二条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(ほ場審査及び生産物審査)

第十三条 指定種子生産ほ場を経営する種子生産者は、種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を受けなければならない。

- 一 ほ場審査（指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、開花、穂ぞろい

等の生育状況について知事が行う審査をいう。)

二 生産物審査(指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子又は異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。)

2 前項の審査は、種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、第一項の審査の結果、別に定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、審査証明書を交付するものとする。

(種子の生産に係る支援)

第十四条 県は、種子生産者及び種子生産関係団体等に対して、主要農作物の優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

(品種の開発)

第十五条 県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

2 県は、民間事業者と連携して、需要に的確に対応した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

(在来種の活用)

第十六条 県は、主要農作物の在来種(環境条件に適応し古くから本県で栽培されてきた農作物の品種をいう。)の活用について、技術的支援、情報の提供、助言等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、主要農作物の種子の生産等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が定めている主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を図るための計画であつて、県採種計画に相当するものは、第十条第一項の規定により策定された県採種計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として知事が決定しているものは、第九条第一項の規定により決定された奨励品種とみなす。

4 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為であつて、第十一条から第十三条までの規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。